

非常通報サービス仕様書

1 通報装置による業務

契約対象物件に急迫不正の事態（火災を除く。）が発生し、外的圧力により、委託者が直接警察署に通報を行い難いとき（以下「非常事態」という。）は、委託者は、契約対象物件に設置した通報装置（以下「通報装置」という。）により受託者の基地局に通報するものとする。受託者は、通報装置から送信された信号（以下「非常信号」という。）を受信したとき、直ちに契約対象物件又は委託者の指定する緊急連絡先に電話連絡をし、非常事態の内容の確認を行わなければならない。その結果、受託者は、非常事態が発生していると判断したときは、委託者に代わって非常信号を受信した旨を警察署に 110 番通報すると同時に、受託者の警備員を直ちに急行させ、非常事態を確認するとともに事態の拡大防止に当たらなければならない。また、受託者は、適時に通報装置の復旧を行うものとする。

2 通報措置の諸設備

通報装置の諸設備は、受託者の所有に属し次の条件と区分により契約対象物件に設置する。

(1) 通報用回線は、警備回線を併用した加入回線とする。

(2) 設置仕様

ア 通報装置の機器の種類、数量及び設置場所等は別図 1～3 平面図を参考に、受託者が設置する。

イ 通報装置は、全て受託者の所有とする。

ウ 委託者は、通報装置の設置完了後において、自己の都合により通報装置の設置場所等を変更するときは、事前に受託者に通知するものとする。この場合において、当該変更に要する工事は、委託者の費用負担により受託者が実施するものとする。

3 損害賠償等

(1) 受託者は、委託者からの非常信号を受信したにもかかわらず、非常事態の内容の確認又は非常事態が発生していると判断したときの警察署に対する 110 番通報の実施を著しく遅滞し、又は怠ったことにより、委託者において既に発生した非常事態の対応に関し、警察による救済を受けられなかったことによって生じた被害のうち、委託者及び委託者の職員が被った被害については、委託者及び委託者の職員が被った被害と、受託者の過怠との因果関係が明らかに証明された場合に限り、委託者及び委託者の職員

に対し、賠償又は補償の責めに任ずる。ただし、委託者の職員の精神的な損害については、受託者は、一切責任を負わない。

- (2) 受託者は、次に掲げる場合において、委託者からの非常信号を受信し、及び警察署に対する 110 番通報を行い得ない場合の委託者の損害については、賠償又は補償の責めを負わない。

ア 天災地変、暴動及び官の処分等に起因して送受信が不能の場合

イ 契約対象物件に設置した通報装置を、委託者が書面による受託者の承諾を得ることなく移設、撤去、加工その他の変更等を行い、受託者への送信が不能の場合

ウ 通信用回線の障害及び断線等により、受託者への送信が不能の場合

エ 加入電話回線を通報用回線として使用する場合で、委託者が話中時の通報装置の操作及び第三者による通報機能の抑圧等に起因し、受託者への送信が不能なとき。

オ 加入電話回線を使用する場合で、電話局の機械的誤動作により受託者への送信が不能なとき。

カ 通報装置の機能障害中又は不完全な通報操作により、受託者への送信が不能の場合

4 通報装置による業務の実施時間

通報装置による業務は、別紙 1 仕様書における業務の基準時間に関わらず、全日、24 時間対応しなければならない。

5 通報機構

通報装置のうち、ワイヤレス小型無線機を作動させることにより、ボタン制御器等で受信保持し、それを信号化し、受託者の基地局へ自動的に送信する。

6 通報装置の機能維持

- (1) 委託者及び受託者は、共に通報装置の機能の維持のため、適宜定期点検を行う。ただし、他の機械警備用の機器の点検と併せて行うことができる。定期点検の範囲は、委託者の所有部分についても実施し、定期点検に要する費用は受託者が負担し、委託者の申出により臨時に行う定期点検に要する費用は委託者が負担する。受託者は、点検に当たり委託者の立会いを求めその機能を共に確認するものとする。
- (2) 委託者は、日常における通報装置の取扱い及び管理を適切にし、故障を発見したときは、直ちに受託者に連絡するものとする。この場合において、

当該故障が通報装置に内在した^{かし}瑕疵に起因するときは、受託者が修復費を負担し、その他の場合は委託者が負担する。

7 非常通報の取消し

委託者が通報装置を誤操作又は誤作動させた場合は、委託者は、直ちに受託者に連絡し、警察署に対する110番通報の取消しを求めるものとする。委託者が受託者に対する取消し以前に、受託者が110番通報を行ったことによって生ずる全ての損害は、委託者において措置するものとする。

8 警戒範囲

- (1) 契約対象物件で使用するワイヤレス小型無線機の警戒範囲は、契約対象物件のみとする。
- (2) 委託者がワイヤレス小型無線機を警戒範囲外で操作した場合は、非常信号を通報装置で受信せず、受託者の基地局へ送信しないことがあることを、委託者は了承する。
- (3) 委託者がワイヤレス小型無線機を警戒範囲外で操作したことにより、受託者が業務を提供できなかった場合の委託者の一切の損害について、受託者は、賠償の責めを負わない。

9 電池交換

- (1) 契約対象物件で使用するワイヤレス小型無線機の電池交換は、委託者が自己の責任と費用負担で行うものとする。
- (2) 委託者が電池交換を怠ったことにより、受託者が業務を提供できなかった場合の委託者の一切の損害については、受託者は、賠償の責めを負わない。

10 その他

非常通報サービスの実施に当たり、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、委託者受託者協議の上、決定するものとする。

以上